

令和5年3月3日

自由同和会兵庫県本部

兵庫県本部の役員に対する処罰について

兵庫県本部は、下記に記載した本部役員の懲罰を決定いたしましたので、通知申し上げます。

記

1. 懲罰対象者

自由同和会兵庫県本部 山川 誠幸（垂水支部）

1. 懲罰内容

兵庫県本部より除名する。（令和5年3月3日付）

1. 理由

上記に記載した本部役員は、本会の名誉と信用を失墜させました。

よって、自由同和会懲罰規定第2条、1に則り除名する。

今後「兵庫県本部」と山川 誠幸は一切関係無きことをお知らせ申し上げます。

以上